#### **BOOK SHELF**

### 韓国人の日本・

### 野田美代

主婦など様々な人々が日本滞在の経出婦など様々な人々が日本滞在の経れてマスコミ関係者、大学教授、治力のに対れるやいなやの、日本語版書名『日本はある』の、の、日本語版書名『日本の底力』が出版され、光文社 一九九五年)が出版され、出てマスコミ関係者、大学教授、一九九四年韓国では、韓国KBS

山著『隣の日本人――韓国からは日 日本見聞録である。日本・日本人を 年に見聞した事実を叙述している。 名は『日本人はシャワーをあびな 秋 二〇〇〇年、原題の日本語直訳 韓国エリート官僚の直言』(文芸春 の徐賢燮著『日韓曇りのち晴れ』 七年)、そして前出『日本の低力』 本の虚像と実像』(桐書房 一九九 教授の日本談義――韓国人の見た日 本がこう見える』(徳間書店 一九 かれているものがある。小説家韓水 なかには客観的で真摯な観察眼で書 情を吐露したものである。それらの 日本人賞賛や反対に嫌日・反日の感 観察し、時に自国と比較して日本・ た李銅焄氏が一九九四年~一九九七 い』)は当研究所客員研究員であっ (葦書房 二○○○年) などがある 九五年)、歴史学教授金鉉球著『金 「韓国は日本を見習え――滞在三年 第一は日本滞在中の経験を記した

第二は韓国人の日本観を正確に捉第二十一世紀委員会参考論文集 一世論調査・マスメディア調査・ 文献調査」『日韓二十一世紀委員会 文献調査」『日韓二十一世紀委員会 文献調査」『日韓二十一世紀委員会 文献調査」『日韓二十一世紀委員会 文献調査」『日韓二十一世紀委員会 文献調査」《日韓二十一世紀委員会 でれ対韓イメージ、対日イメージに でいての全国調査をまとめている。 また佐桑徹著『日本人(韓国人)は また佐桑徹著『日本人(韓国人)は

年代の終わりに金大中大統領の日本

文化解禁の政策転換により、日本情

較して書き、日本人・日本論本のブそのカルチャーショックを韓国と比験から日本の文化や日本人の習慣

−ムを引き起した。その後−九九○

へのアンケート調査 (一九九八年) は日本と韓国の大学生約九八年初頭実施) 結果を分析している。小島康敬他偏『鏡のなかの日本と韓国』(ペりかん社 二○○○年) は国際基督教大学アジア文化研究所主催の日韓のイメージに関するシン主催の日韓のイメージに関するシンニー世紀委員会委託の共同研日) 二十一世紀委員会委託の共同研日) 二十一世紀委員会委託の共同研ロ) 二十一世紀委員会委託の共同研究調査 "日韓相互のイメージとパーセプション、の結果」が追加されてセプション、の結果」が追加されて

がそれらについて記述している。第 九二年)や望月幹夫他編著『嫌韓反 報道のしかたを特定の事件を例にと ることながら、両国のマスメディア お日本を怨嗟の眼で見つめているか 本観』(中公新書 一九九八年)は 著『日本のイメージ――韓国人の日 遷を概観できる図書である。鄭大均 分野とは別に、韓国人の日本・日本 著『ワサビの日本人と唐辛子の韓国 日韓を比較して論じたもので呉善花 四は文化や社会人類学的な関心から 日の構造』(白帝社 一九九七年) り検証をしたものである。西岡力著 の責任も大きいとして新聞・雑誌の 放後の韓国の国是としての反日もさ 『日韓誤解の深淵』 (亜紀書房 一九 定的な感情の要因を作ったのは、解 「おおくの日本人には韓国人が今な 人』(祥伝社 二〇〇〇年) がある。 人論を整理・分析し、その特徴や変 第五は以上に述べてきたこれらの 第三は反日感情や日本に対する否

> 社 一九九二年)もあわせて参考と 的な眺めが韓国人の心の中にどのよ のような思いがある。(略)韓国人 ―新しい眺め合いは可能か』(三交 九五年)と『日韓のパラレリズム― ら書き起こしている。また鄭大均著 日本人』(学生社 一九八四年)か きな反響を呼んだ『「縮み」志向の が日本滞在中の一九八二年に書き大 となっており、第四章は李御寧教授 賞賛」、終章「反日主義のゆくえ」 「もう一つの眺め」、第六章「敬意と 跡」、第四章「蔑視と懐疑」、第五章 の裂け目」、第三章「眺め合いの軌 第一章「世論調査」、第二章「世代 書の構成は序章「日本とは何か」 るのかを明らかにする」とする。同 うに共存し、どのように変化してい の日本に対する否定的な眺めや肯定 『韓国のイメージ』(中公新書 一九

ており参考となる。

(一九) は巻末に事項索引を収録しれ六年)は巻末に事項索引を収録しれ六年)は巻末に事項索引を収録しまで、日本人論の五編『文献目録日本論・日本人論の五

がいま話題になっている。『コリア驚いた! 韓国から見たニッポン』(朝日出版社 二〇〇一年)授がマンガで書いた日本・日本人論授がマンガで書いた日本・日本人論

(のだ みよこ/図書館図書整備るために、というメッセージである。は、日韓がお互いにより深く理解するののだ。

課

日本人観に関する一部を紹介する。このなかから韓国人からみた日本・

ものブームがおこった。これらの幾論じる本が多く出版されて再び日本報の月刊誌をはじめ日本・日本人を

つかは日本語訳版も出版されている

#### **BOOK SHELF**

## 『アジア諸国の市場」が外間之編

場が資源配分の効率で失敗しなくて

配分を実現しない。また、たとえ市

社会的公正(ソーシャル・ジャステも、その結果実現される所得分配は

ィス)の観点からは容認できないよ

# 経済化と社会法』



経済協力シリーズNo. 193 2001 年 x + 271 ページ

るための法的枠組みが要請される。

がって、「市場の失敗」を補完し、うな事態を生むおそれがある。した

ソーシャル・ジャスティスを実現す

#### 小林昌之

一九八○年代後半以降、多くの途上国の開発過程において国内市場を対外的・対内的に開放するという政策が指向、実施されてきた。社会主義国は市場経済体制への移行を目指し取引活動を支える基本的枠組みを確立する法改革を、またすでに市場経済の法的基礎を有していた途上国は市場原理を重視する方向で既存の法制度の改編や再設計を行ってきた。こうした市場経済化または経済自由化に向けた改革は、競争的な市場

本書は、小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と企業法』(アジア経済研究所、二〇〇年)の姉妹編であり、同書が市場システムの導入に対応した法、例えば会社法、破産法、対応した法、例えば会社法、破産法、独占禁止法などを対象としたのに対し、本書は市民法原理を修正する労働法、消費者法などに焦点を当てている。本書は二部構成となっており、第1部はアジアにおける市場経済化の問題点を法的な観点から横断的にの問題点を法的な観点から横断的にの問題点を活がないる。以下、各論文の要旨を紹介したい。

戦後アジア諸国に導入された欧米戦後アジア諸国に導入された欧米戦をまた必然的に受入国固有の文化大な変化をもたらしてきた。しかし大な変化をもたらしてきた。しかし大な変化をもたらしてきた。しかし大な変化をもたらしてきた。しかした。大な変化をもたらしてきた。しかした。

を機能させるために欧米法を範としアジア諸国の多くが市場メカニズム市場経済化と競争法」(本城昇)は「別えば、第一章「アジアにおける」

かし、新古典派的な市場メカニズムを形成するためには重要である。し

は様々な要因で社会的に最適な資源

ると注意を促している。さらに、第 リフ)は、ドナー側の実務者に対し 面していることを論じる。 的に独立して生活を営んでいる「マ の角度から、市場経済社会から相対 の諸相と展望」(杉浦孝昌)は、別 考と実務者のための一考察」(シャ における法と政策改革——理論的再 題となっているが、第二章「アジア また、現在、法改革・司法改革は経 や内容は先進国の競争法とは異なっ 備の不十分さ、市場での競争を脅か たにもかかわらず、市場システム整 によって独自社会の崩壊の危機に直 イノリティー」が、市場経済の拡大 三章「市場経済化とマイノリティー 理解の上に立った支援が不可欠であ 化およびそれを背景とした法制度の て、受入国の歴史、政治、社会、文 済発展を目的とした支援の重要な課 たものとなっていることを指摘する 持されてきたため、その規制の形態 政策や行為など各国の固有要因が維 す財閥の存在、政府の競争制限的な て競争法制を導入または強化してき -慣習法的土地権の法的位置づけ

護法は、従来の民法原理に重大な修護法は、従来の民法原理に重大な修めに公正を保ち、実効性のある救済的に公正を保ち、実効性のある救済的に公正を保ち、実効性のある救済が行われるよう立法上の工夫が施さが行われるよう立法上の工夫が施されている。例えば、第四章「中国の社会主義市場経済化と消費者法も消費者

正を加える形で懲罰的賠償金制度をた、第五章「タイ消費者法の改正は、裁九八年の消費者保護法の改正は、裁九八年の消費者保護法の改正は、裁九八年の消費者保護法の改正は、裁当手続きへのアクセスの問題を解決するために、消費者に代わって消費者保護委員会が訴訟を代行する制度を消費者団体への訴権の付与を導入と消費者団体への訴権の付与を導入したことを指摘している。

ジャスティス実現という課題に迫ら 通じて労働法適用上の問題を明らか 中心に」(佐藤創)は、判例分析を 題――非組織部門に関連する判例を における経済自由化と労働法の諸問 **暁恵)は、ベトナムの労働法は、労** 取り上げた。第六章「市場経済化過 れていると論じる。 おかれてきた弱者層のソーシャル・ への対応と同時に法の適用範囲外に にし、インドの労働法は、社会変化 と分析する。一方、第七章「インド 化など、開発促進を目的にしている 働者保護と同時に、国家建設や近代 程におけるベトナム労働法」(石田 ベトナムとインドでは、労働法を

まででは、第八章「インドネシア社」を発展させてきたことを紹介のバランスを取るために、二種類ののバランスを取るために、二種類ののバランスを取るために、二種類ののがランスを取るために、二種類のとは、インドネシアでは、市場の発展に関係する。

研究部) まさゆき/経済協力